



さ っ ぽ ろ し し ょ う ふ く し け い かく
札幌市障がい福祉計画

へいせい ねんど へいせい ねんど だい き
平成18年度～平成20年度(第1期)

へいせい ねん がつ
平成19年3月

さ っ ぽ ろ し
札幌市

はじめに

障がい者（児）をとりまく環境は、平成15年度に措置制度から支援費制度へ、さらには平成18年度から障害者自立支援法へと、短期間に大きく変化してきました。

札幌市では平成15年に「札幌市障害者保健福祉計画」を策定し、障がいのある方の保健福祉施策を推進してきたところですが、このたび策定した「第1期札幌市障がい福祉計画」は、障がいのある方が、それぞれの能力や適性に合わせて、自立した日常生活や地域での社会生活を営むことができるよう、必要とされる障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業を計画的かつ円滑に提供していくためのものです。

この計画のもと、障がいのある方の地域生活への移行や就労支援をより一層推進し、誰もがいきいきと暮らせるような元気あふれる札幌のまちづくりを進めてまいります。

計画の円滑な実施にあたっては、障がい当事者の意見をお聞きしながら市民や関係者の皆様と行政がそれぞれの役割を担い合い、協働し取り組んでいくことが重要です。これからも、あたたかいお力添えをよろしくお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました札幌市障害者施策推進協議会の委員をはじめ、アンケートや市民懇話会、パブリックコメントでご意見をお寄せいただきました市民の皆様に心からお礼申し上げます。

平成19年（2007年）3月

札幌市長

上田 文雄

目次

だい 第1	しょう ふくし けいかく さくてい 障がい福祉計画の策定にあたって	
1	しょう ふくし けいかく さくてい しゅし もくてき 障がい福祉計画策定の趣旨と目的	1
2	しょう ふくし けいかく い ち づ 障がい福祉計画の位置付け	1
3	しょう ふくし けいかく さくてい たいせい 障がい福祉計画策定の体制	2
だい 第2	しょう ふくし けいかく きほん りねん 障がい福祉計画の基本理念	3
だい 第3	しょうがい ふくし きほんてき かんが かた 障害福祉サービスについての基本的な考え方	4
だい 第4	しょうがい しゃ じりつ し えんほう ちから たいけい 障害者自立支援法による新しい体系	5
だい 第5	しょう ふくし けいかく さくてい けい い 障がい福祉計画策定の経緯	8
だい 第6	へいせい ねんど すうちもくひょう 平成23年度の数値目標	9
1	にゅうしょせつ にゅうしょしゃ ちいき せい かつ い こう 入所施設の入所者の地域生活への移行	10
2	にゅういんちゅう せいしんしょう しゃ ちいき せい かつ い こう 入院中の精神障がい者の地域生活への移行	12
3	ふくし し せつ いっぱんしゅうろう い こう 福祉施設から一般就労への移行	12
だい 第7	りょう み こ サービス量の見込み	
1	ほうもんけい りょう み こ 訪問系サービス量の見込み	13
2	にっちゅうかつどうけい りょう み こ 日中活動系サービス量の見込み	14
3	きょじゅうけい りょう み こ 居住系サービス量の見込み	17
4	そうだん し えん りょう み こ 相談支援サービス量の見込み	18
だい 第8	ちいき せい かつ し えん じぎょう 地域生活支援事業	
1	がいよう 概要	19
2	じっし しゅたい 実施主体	19
3	さっぽろし ちいき せい かつ し えん じぎょう 札幌市における地域生活支援事業のメニュー	19
4	じぎょうないようとう 事業内容等	21
	みこみりょういちらん サービス見込量一覧	31
だい 第9	みこみりょうとう かく ほ ほうさく サービス見込量等確保のための方策	34
だい 第10	けいかく てんけん ひょうかおよ みなお 計画の点検・評価及び見直し	34

さんこうしりょう 参考資料 1	しょう しゃすう すい 障がい者数の推移	35
さんこうしりょう 参考資料 2	し えん ひ せいとう りようじっせき 支援費制度等の利用実績	37
さんこうしりょう 参考資料 3	じぎょうしゃ しんたいけい い こう きほう ちょうさ けっかがいよう 事業者に対する新体系移行希望調査の結果概要	40
さんこうしりょう 参考資料 4	しょう じ しゃじったいとうちょうさ けっかがいよう 障がい児者実態等調査の結果概要	42
さんこうしりょう 参考資料 5	しみん こんわかい いけんがいよう 市民懇話会、パブリックコメントの意見概要	44
さんこうしりょう 参考資料 6	ようごせつめい 用語説明	47
しょうがいしゃじりつ し えんほう しょう 障害者自立支援法（抄）		49

第1 障がい福祉計画の策定にあたって

1 障がい福祉計画策定の趣旨と目的

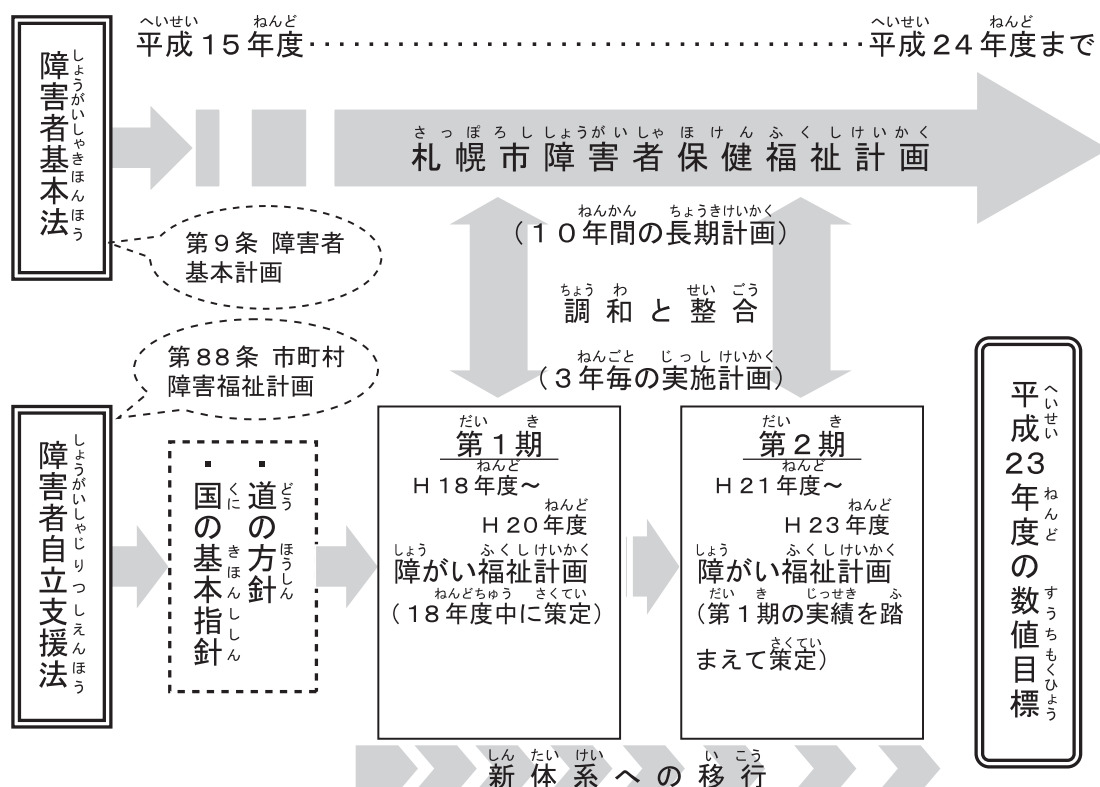
平成15年度に始まった支援費制度は、ノーマライゼーションの理念に基づいて、「施設から地域へ」という障がい者の地域生活を重視する大きな流れをつくりだしました。

本市においては平成15年3月、「共生・共感・共同」を基本理念とした札幌市障害者保健福祉計画を策定し、以後10年間にわたる障がい福祉施策の方向を定めました。

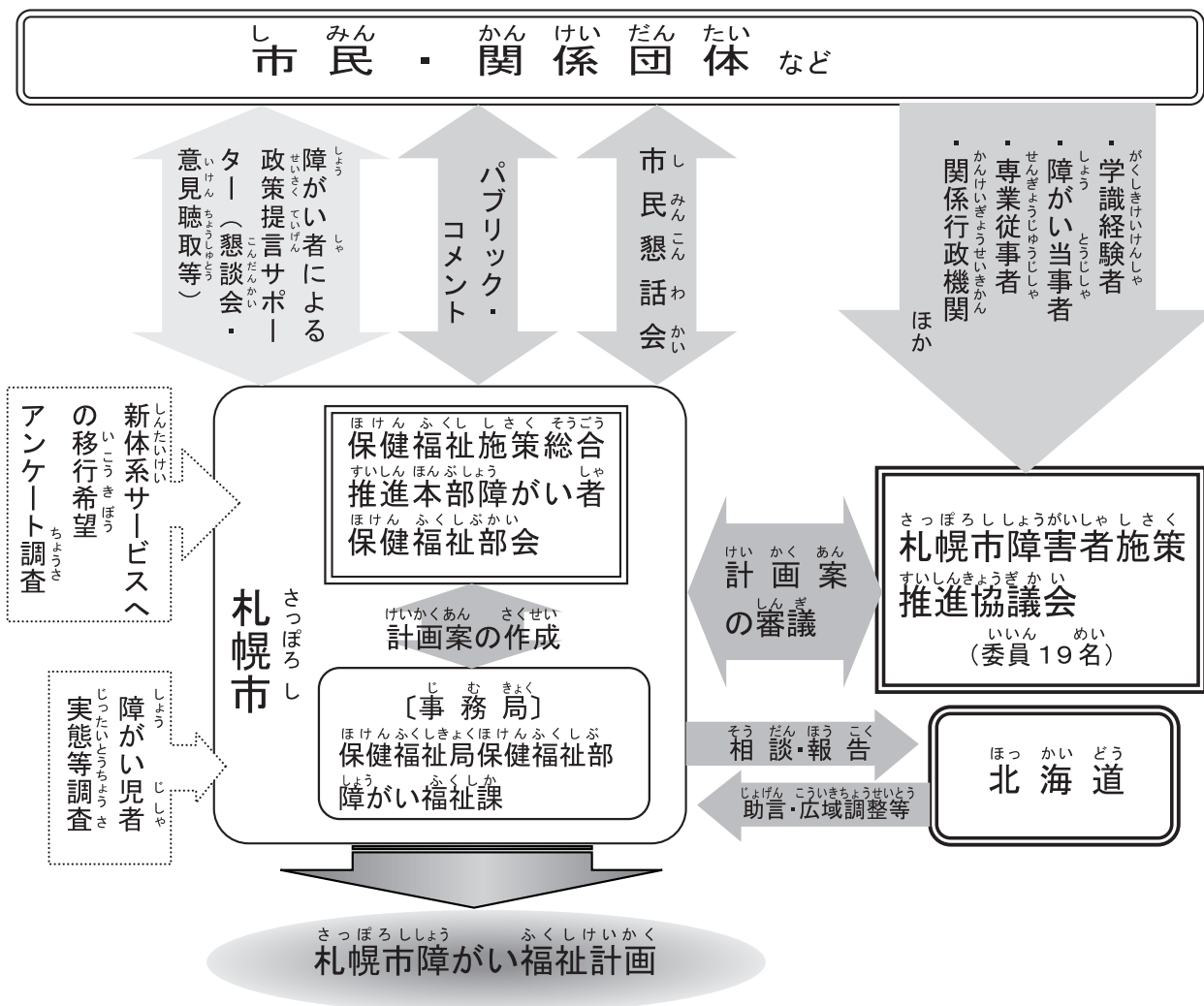
平成18年4月からは、障害者自立支援法が施行され、それまでのさまざまな課題の解決をめざすとともに、制度の持続的な安定をはかることとなりました。

このように、障がい施策が大きく変わりつつある中で、この障がい福祉計画は、障がいのある方たちが必要とするサービスを一元的に安定して利用できるよう、障害者自立支援法第88条に基づき、各種サービスについて、3年ごとの必要な見込量の数値目標や見込量確保のための方策を定めるものです。第1期は、平成18年度～平成20年度までです。

2 障がい福祉計画の位置付け



3 しょう 障害 ふくし けいかく さくてい たいせい 障がい福祉計画策定の体制



1 障がい者の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念のもと、障がいの種別、程度を問わず、障がい者が自分で住む場所を選び、必要な障害福祉サービスの支援を受けながら、自立と社会参加の実現をはかっていくことを基本として、サービス提供基盤の整備を進めます。

2 三障がいの一元化

従来、身体障がい、知的障がい、精神障がいと障がい種別ごとに分かれていた制度を一元化することにより、立ちおくられている精神障がい者に対するサービスの充実をはかるとともに、どの地域でも同じようにサービスを受けられる体制づくりに努めます。

3 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備

地域生活移行や就労支援といった新たな課題に対応して、障がい者の生活を地域全体で支える体制をととのえるため、身近な地域でのサービス拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供など、地域の社会資源も活用して、基盤整備を進めます。

1 どこでも必要な訪問系サービスを保障

立ちおくれている精神障がい者などに対するホームヘルプ等訪問系サービスの充実をはかり、どこでも必要なサービスを提供できるよう努めます。

2 希望する障がい者に日中活動サービスを保障

小規模作業所利用者の法定サービスへの移行等を推進することにより、希望する障がい者が日中活動サービスを利用できるようにします。

3 グループホーム等の充実を図り、施設入所・入院から地域生活への移行を推進

地域における居住の場としてのグループホーム・ケアホームの充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、施設入所・入院から地域生活への移行を進めます。

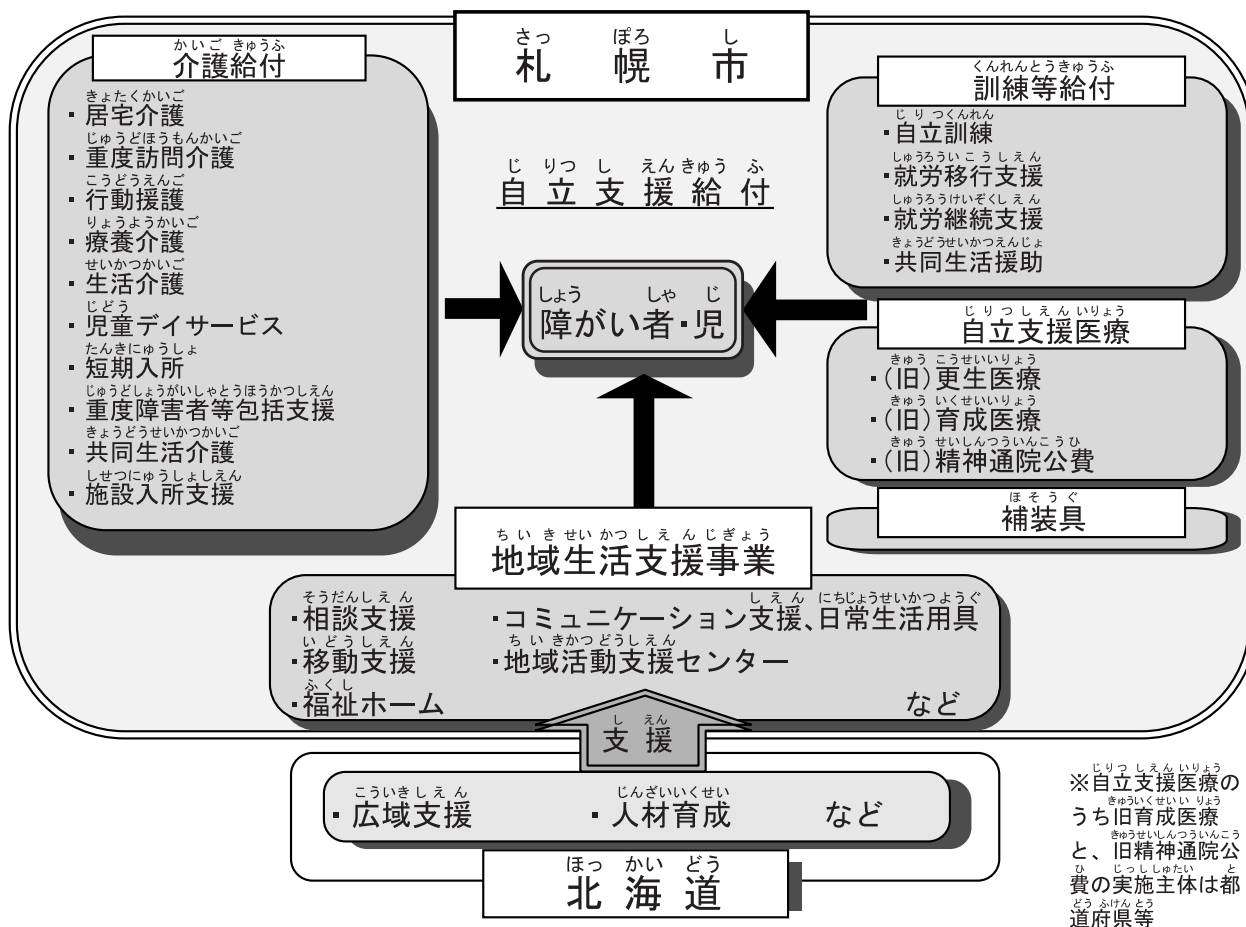
4 福祉施設から一般就労への移行等を推進

就労移行支援事業等の推進により、福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を拡大するよう努めます。

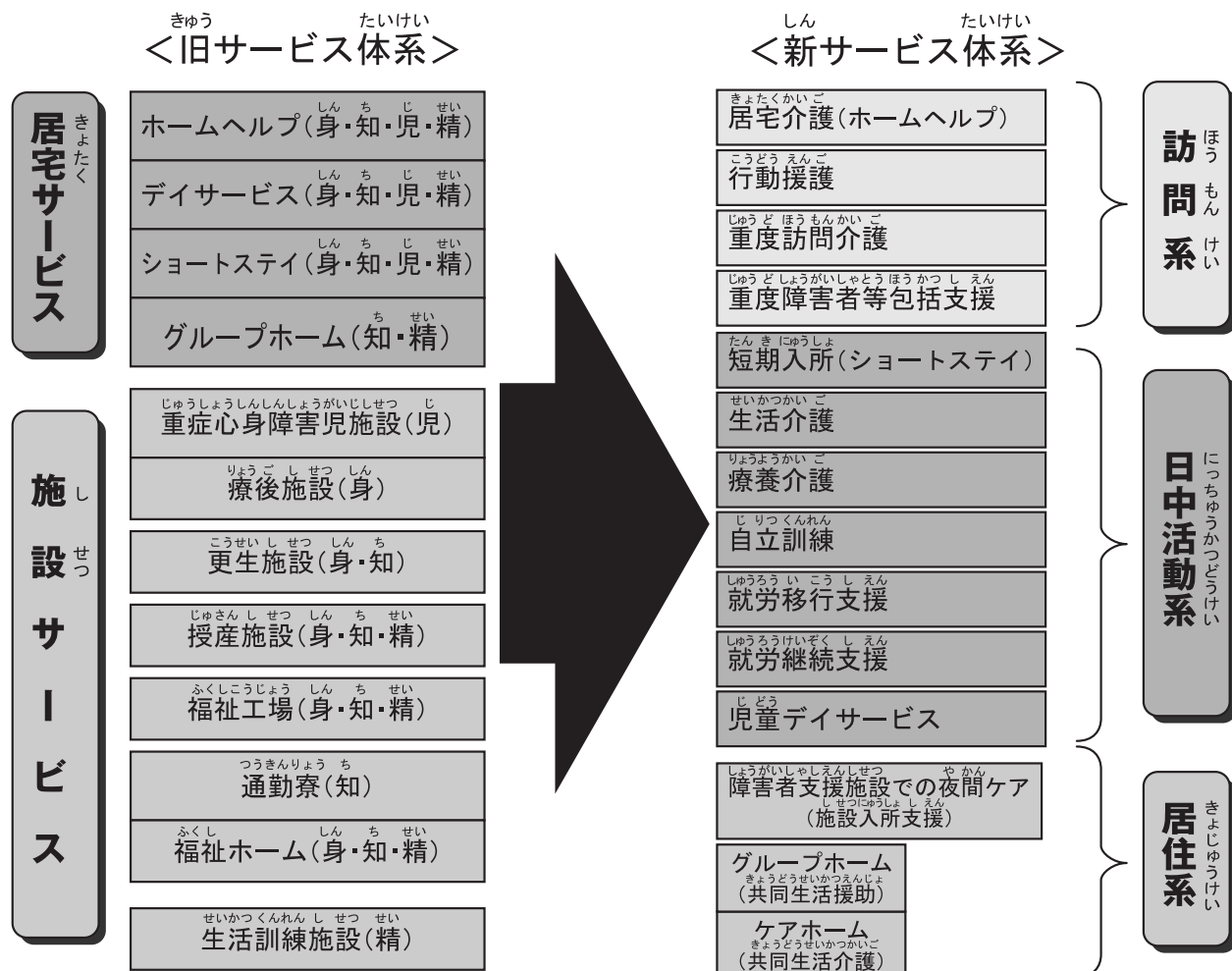
第4

障害者自立支援法による新しい体系

1 総合的な自立支援システム（自立支援給付＋地域生活支援事業）



2 ふくし 福祉サービスの体系 たいけい

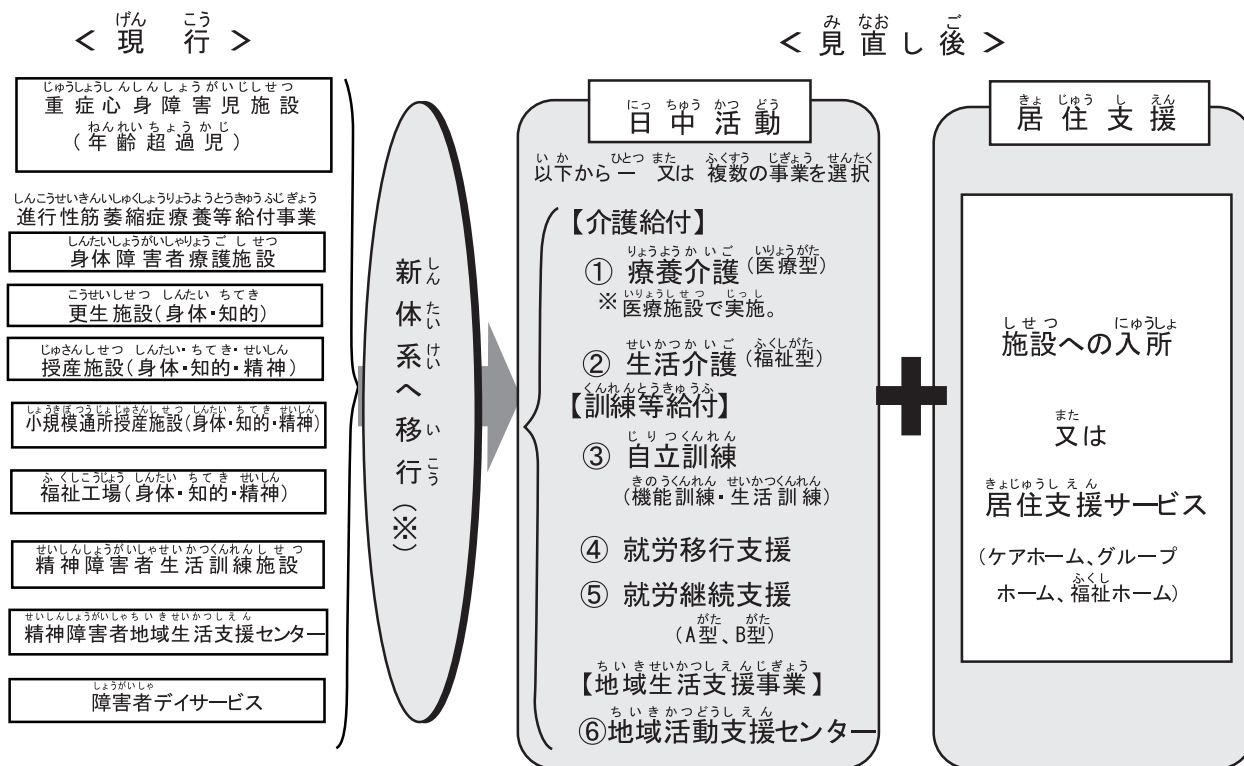


※このほか、ちいきせいかつしえんじぎょう地域生活支援事業としていどうしえん移動支援、ちいきかつどうしえん地域活動支援センター、ふくし福祉ホーム等どうせいどかを制度化。

3 施設・事業体系

障がい者の状態やニーズに応じた支援が効率的に行われるよう、障がい種別ごとに分立した33種類の既存施設・事業体系が、6つの日中活動に再編されました。

- ・「地域生活支援」「就労支援」などの新たな課題に対応するため、新しい事業を制度化。
- ・施設での生活から、地域と交わる暮らしへ（日中活動の場と生活の場の分離）。
- ・入所期間の長期化などの問題を解消するために、1人1人の利用者が、身近なところで効果的・効率的にサービスを利用できるようにします。



※概ね5年程度の経過措置期間内に移行。

第5 障がい福祉計画策定の経緯

平成15年

3月 札幌市障害者保健福祉計画を策定
4月 支援費制度スタート

平成16年

6月 障害者基本法の改正。「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」ことを基本的理念として明記

平成17年

(2月、通常国会に法案提出→8月、国会の解散により廃案→9月、衆議院選挙後の特別国会に法案を再提出したのち)
10月31日障害者自立支援法が可決、成立。翌月、公布。

平成18年

3～4月 札幌市障がい福祉計画策定に伴う障がい児者実態等調査の実施
4月 障害者自立支援法の第1次施行
4～6月 事業者に対する新体系サービスへの移行希望アンケート調査実施(第1次)
(道からの依頼により、市内の法定施設、地域共同作業所、グループホーム、福祉ホーム、通勤寮、共同住居等について調査)
6月 北海道障害福祉計画関係説明会
(道庁にて各支庁、政令指定都市、中核市関係者を対象に開催)
6月26日 国の基本指針告示
(障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針)
7月10日 第1回札幌圏障害福祉計画等圏域連絡協議会の開催(道主催、道庁別館)
7月末 障がい福祉計画のサービス見込量・目標値を道に報告(速報値)
8月6日 札幌地区 北海道障害福祉計画タウンミーティング開催(道主催、道庁別館)

9月 事業者に対する新体系サービスへの移行希望アンケート調査実施(第2次)
10月 障害者自立支援法の第2次施行
10～11月 数値目標中間とりまとめの精査(道に報告)
12月26日 札幌市障害者施策推進協議会において審議

平成19年

1月31日 市民懇話会
2～3月 パブリックコメント
2月28日 札幌市障害者施策推進協議会において審議

第6

平成23年度の数値目標

1 入所施設の入所者の地域生活への移行

項 目	数 値	備 考
げんにゅうしょしやすう 現入所者数 (A)	2,528人	へいせい ねん がつ あたい 平成17年10月の値
もくひょうねん ど にゅうしょしやすう 目標年度入所者数 (B)	2,158人	へいせい ねん ど み こ 平成23年度の見込み
さくげん みこみ もくひょう ち 削減見込目標値	370人	(A) - (B)
ち い き い こうもくひょう ち 地域移行目標値	480人	し せつにゅうしよ 施設入所からグループホーム、ケアホーム等へ移行する方

2 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

項 目	数 値	備 考
げんざいすう 現在数	400人	へいせい ねん ど ほっかいどう ざいいん かんじゃ ちょうさ たいいん 平成17年度北海道在院患者調査の退院 かのう せいしんしやう しゃすう 可能精神障がい者数
もくひょうげんしやうすう 目標減少数	400人	じょうき 上記のうち、平成23年度末までに減少を め ぎ かず 目指す数

3 福祉施設から一般就労への移行

項 目	数 値	備 考
げんざい ねんかん いっぱんしやうろう い こうしやすう 現在の年間一般就労移行者数	22人	へいせい ねん ど ふくし し せつ たいしよ 平成17年度において福祉施設を退所し、 いはんしやうろう かた かず 一般就労した方の数
もくひょうねん ど いっぱんしやうろう い 目標年度における一般就労移 こうしやすう 行者数	100人 (4.5倍)	へいせい ねん ど ふくし し せつ たいしよ 平成23年度において福祉施設を退所し、 いはんしやうろう かた かず 一般就労する方の数

本計画では、**現行の福祉施設が新しいサービス体系への移行を完了する予定の平成23年度末に向けて、平成23年度時点での数値目標を設定するとともに、そこに至る中間段階の位置付けとして平成18年度～20年度を計画期間としています。**

《目標値設定の考え方》

目標値の設定にあたっては、**国の基本指針に即し、また、北海道が掲げている目標を踏まえて、サービス利用者や事業者等の意向を反映するとともに本市の実情に応じ目標値を設定します。**

1 入所施設の入所者の地域生活への移行

平成17年10月時点の施設入所者のうち、**自立訓練事業等**を利用し、**グループホーム**や**ケアホーム**、**一般住宅等**に移行する方の**数値目標**の設定。

(1) 入所施設から地域生活への移行者数

国の基本指針：現在の施設入所者数の**1割以上が地域生活へ移行することを目指す。**
北海道の目標：現在の施設入所者数の**2割以上が地域生活へ移行することを目指す。**

札幌市の目標：現在の施設入所者のうち**480人（19.0%）以上が地域生活へ移行することを目指す。**

グループホーム等居住サービスや**日中活動の場**の**充実**を図るとともに、**相談支援体制を確保し、地域生活への移行を促進**します。

(2) 施設入所者数の削減

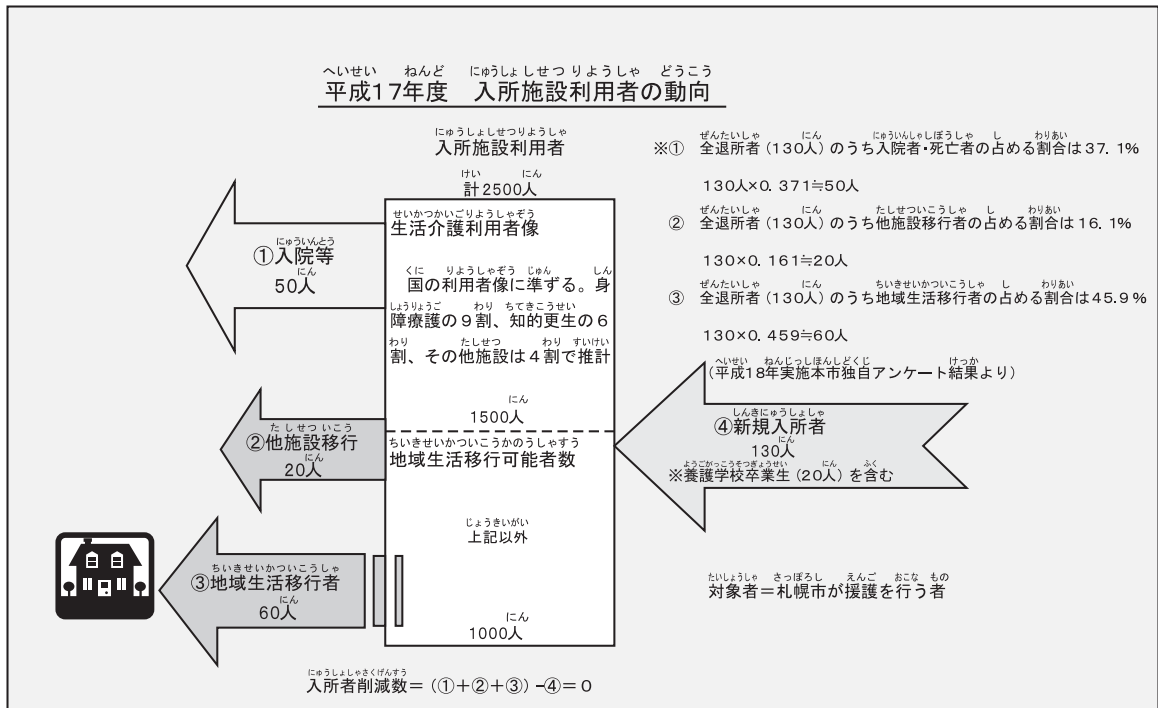
国の基本指針：平成23年度末時点で施設入所者数を**7%以上削減すること**を基本とする。

北海道の目標：平成23年度末時点で施設入所者数が**14%以上減少すること**を目指す。

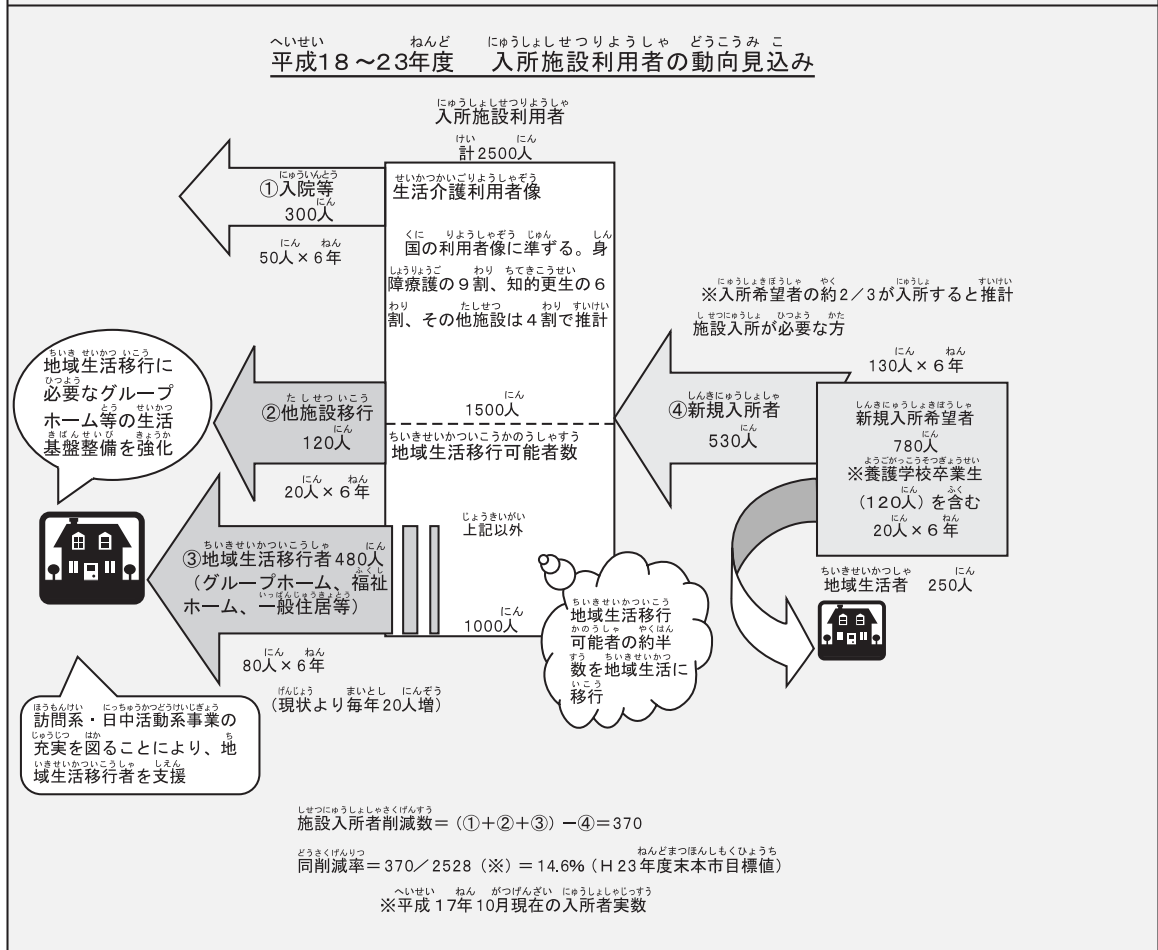
札幌市の目標：平成23年度末時点の施設入所者数が**370人（14.6%）以上減少すること**を目指す。

《入所施設から地域生活への移行》

平成17年度 入所施設利用者の動向



平成18～23年度 入所施設利用者の動向見込み



2 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

受け入れ条件が整えば退院可能な精神障がい者の退院を目指し、そのために必要な相談支援事業等の必要量を見込み、退院可能精神障がい者の減少目標値を設定します。

国の基本指針：平成14年度患者調査において把握している退院可能精神障がい者について平成24年度までに解消を目指す。

北海道の目標：平成17年度北海道在院患者調査において把握している退院可能精神障がい者全員の地域生活移行を目指す。

札幌市の目標：平成17年度北海道在院患者調査において把握している退院可能精神障がい者全員（400人）が地域生活へ移行することを目指す。

グループホーム、ケアホーム、日中活動系サービス、ホームヘルプサービス等、退院後の生活を支える各種サービス及び相談支援事業の円滑な実施を図るとともに、公営住宅や民間賃貸住宅への入居を支援するため、居住サポート事業の実施等により、精神障がいのある方の地域生活を支援します。

3 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成23年度中に一般就労に移行する方の数値目標を設定します。

国の基本指針：平成17年度の福祉施設から一般就労への移行実績の4倍を目指す。

北海道の目標：平成17年度の福祉施設から一般就労への移行実績の4倍を目指す。

札幌市の目標：平成17年度の福祉施設から一般就労への移行実績の4.5倍（100人）を目指す。

就労移行支援事業等の法定事業の実施を推進するとともに、障がい者「元気ショップ」運営事業による授産製品の販路拡大及び障がい者協働事業による障がい者の雇用の場の拡充を図り、今後さらに障がい者の就労を促進します。

第7 サービス量の見込み

1 訪問系サービス量の見込み

障がいのある方が地域で生活していくために必要な訪問系サービスを、障がいの種別にかかわらず充実していきます。

(ア) 居宅介護（ホームヘルプサービス）【介護給付】

ホームヘルパーが障がいのある方の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事の介護などをを行います。

事業名	単位	H18年度	H19年度	H20年度	H23年度
居宅介護 (ホームヘルプサービス)	時間／月	47,719	53,153	58,706	75,869

(イ) 重度訪問介護【介護給付】

重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする方に、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動中の介護などを総合的にを行います。

事業名	単位	H18年度	H19年度	H20年度	H23年度
重度訪問介護	時間／月	30,743	33,939	37,207	47,300

(ウ) 重度障害者等包括支援【介護給付】

常時介護を必要とする方であって、介護の必要の程度が著しく高い方に対し、居宅介護などの複数のサービスを包括的にを行います。

事業名	単位	H18年度	H19年度	H20年度	H23年度
重度障害者等 包括支援	時間／月	1,500	3,250	3,520	4,460

(工) 行動援護【介護給付】

知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難がある方に対し、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護などを行います。

事業名	単位	H18年度	H19年度	H20年度	H23年度
行動援護	時間／月	729	968	1,213	1,970

2 日中活動系サービス量の見込み

小規模作業所などの新体系への移行を促進するとともに、希望する障がい者に対する日中活動系サービスを充実していきます。

(ア) 療養介護【介護給付】

医療と常時の介護を必要とする方のうち、次のいずれかに該当する方に、身体能力・日常生活能力の維持・向上のため、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の支援を行います。

- ① 筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っており、障害程度区分6の方。
- ② 筋ジストロフィー患者、重症心身障害者であって、障害程度区分5以上の方。

事業名	単位	H18年度	H19年度	H20年度	H23年度
療養介護	人／月	17	18	18	18

(イ) 生活介護【介護給付】

常時介護を必要とする方であって、障害程度区分3（併せて施設入所支援を利用する場合は区分4）以上である方、又は年齢が50歳以上で、障害程度区分2（併せて施設入所支援を利用する場合は区分3）以上である方に対し、身体能力・日常生活能力の維持・向上のため、主として昼間において、障害者支援施設などで入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

事業名	単位	H18年度	H19年度	H20年度	H23年度
生活介護	人日／月	6,336	13,992	17,160	57,244

(ウ) 自立訓練（機能訓練）【訓練等給付】

身体障がいのある方を対象に、地域生活を営む上での身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定期間、理学療法や作業療法などの身体的リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション、家事などの訓練を実施するとともに、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡調整などの支援を行います。

事業名	単位	H18年度	H19年度	H20年度	H23年度
自立訓練 （機能訓練）	人日／月	286	682	880	2,310

(エ) 自立訓練（生活訓練）【訓練等給付】

知的障がいや精神障がいのある方を対象に、地域生活を営む上での生活能力の維持・向上などのため、一定期間、食事や家事などの日常生活能力の向上のための支援を実施するとともに、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡調整などの支援を行います。

事業名	単位	H18年度	H19年度	H20年度	H23年度
自立訓練 （生活訓練）	人日／月	1,078	2,530	3,300	8,646

(オ) 就労移行支援【訓練等給付】

一般企業などでの就労を希望する65歳未満の障がいのある方に、就労に必要な知識及び能力の向上のため、一定期間、事業所内や企業における生産活動などの機会の提供を行うとともに、適性に合った職場探しや就労後の職場定着のための支援を行います。

事業名	単位	H18年度	H19年度	H20年度	H23年度
就労移行支援	人日／月	1,298	3,080	4,004	10,516

(カ) 就労継続支援（A型）【訓練等給付】

65歳未満の障がいのある方に対し、就労に必要な知識・能力の向上を図るため、事業所内において雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合、一般就労への移行に向けた支援を行います。

事業名	単位	H18年度	H19年度	H20年度	H23年度
就労継続支援 (A型)	人日／月	946	2,222	2,904	7,634

(キ) 就労継続支援（B型）【訓練等給付】

①企業などや就労継続支援（A型）での就労経験があるものの体力などの面で雇用されることが困難となった方、②就労移行支援事業を利用した結果、B型が適当と判断された方、③50歳に達している方などに対し、雇用契約を結ばずに生産活動等の機会の提供を行うとともに、知識・能力の高まった方に対し就労に向けた支援を行います。

事業名	単位	H18年度	H19年度	H20年度	H23年度
就労継続支援 (B型)	人日／月	5,192	17,556	20,438	35,706

(ク) 児童デイサービス【介護給付】

障がい児が日常生活における基本的動作を習得し、及び集団生活に適応することができるよう、適切な指導及び訓練などを行います。

事業名	単位	H18年度	H19年度	H20年度	H23年度
児童デイサービス	人日／月	4,091	4,909	5,891	10,180

(ケ) 短期入所（ショートステイ）【介護給付】

障がいのある本人を介護する方が病気の場合などに、施設において短期間、本人に入浴、排せつ、食事の介護など及び日常生活上の支援を行います。

事業名	単位	H18年度	H19年度	H20年度	H23年度
短期入所 （ショートステイ）	人日／月	2,242	2,408	2,588	3,231

3 居住系サービス量の見込み

地域における居住の場としてのグループホーム、ケアホーム及び福祉ホームは、社会福祉法人などに必要な支援を行い充実をはかるとともに、自立訓練事業などの推進により、入所施設や病院から地域生活への移行を進めます。

(ア) 施設入所支援【介護給付】

生活介護または自立訓練若しくは就労移行支援などの利用者に対し、障害者支援施設において、夜間等における入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

事業名	単位	H18年度	H19年度	H20年度	H23年度
施設入所支援	人／月	301	706	735	2,158

(イ) 共同生活介護（ケアホーム）【介護給付】

障害程度区分2以上の知的障がい、精神障がいのある方を対象に、共同生活を行う住居で、家事などの日常生活上の支援、入浴・排せつ・食事の介護など、相談支援などを行います。

(ウ) 共同生活援助（グループホーム）【訓練等給付】

知的障がい、精神障がいのある方を対象に、共同生活を行う住居で、家事などの日常生活上の支援や相談支援などを行います。

事業名	単位	H18年度	H19年度	H20年度	H23年度
共同生活介護・ 共同生活援助	人／月	908	1,099	1,133	1,680

4 相談支援サービス量の見込み

入所施設から地域生活へ移行するために一定期間（6カ月程度）集中的な支援を必要とする方や、単身で生活している方であって障がいのため自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難な方などに対して、サービス利用計画の作成や生活全般の相談などの支援を行います。

事業名	単位	H18年度	H19年度	H20年度	H23年度
サービス利用 計画作成	人／月	429	464	503	636

第8 地域生活支援事業

1 概要

地域生活支援事業は、障がいのある方がその持っている能力や適性に応じ自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、住民に最も身近な市町村などを中心として、地域で生活する障がいのある方のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた事業形態で市町村や都道府県が実施するものです。

2 実施主体

地域生活支援事業は、市町村が行う市町村地域生活支援事業と、都道府県が行う都道府県地域生活支援事業とに分かれます。

札幌市では市町村地域生活支援事業を実施します。事業によっては、事業の全部または一部を団体などに委託して実施します。

3 札幌市における地域生活支援事業のメニュー

地域生活支援事業では、すべての市町村が実施する「必須事業」と、市町村各々の判断により行う「任意事業」があります。

札幌市では、これまでの事業実施状況やサービス提供体制を勘案し、以下の事業を展開していきます。

区分	事業メニュー
必須事業	障がい者相談支援事業
	障がい児等療育支援事業
	住宅入居等支援事業（居住サポート事業）
	成年後見制度利用支援事業
	手話通訳者派遣事業
	コミュニケーション支援事業
	手話通訳設置事業
	要約筆記奉仕員派遣事業
	日常生活用具給付事業

必須事業	移動支援事業	個別支援型
		車両移送型
	地域活動支援センター機能強化事業	
任意事業	福祉ホーム事業	
	入浴サービス事業	
	身体障害者自立支援事業	
	重度障害者在宅就労促進特別事業（バーチャル工房支援事業）	
	更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業	
	生活支援事業	ろうあ者社会生活教室開催事業
	生活訓練等事業	オストメイト社会適応訓練事業
		音声機能訓練事業
		点字による即時情報ネットワーク事業
		中途失明者社会適応訓練事業
	日中一時支援事業	
		スポーツ・レクリエーション教室開催等事業
		点字・声の広報等発行事業
	奉仕員養成研修事業	手話奉仕員養成事業
		要約筆記奉仕員養成事業
		点訳朗読奉仕員養成事業
	自動車運転免許取得・改造補助事業	
	社会参加促進事業	障害者あんしん相談運営事業
	その他社会参加促進事業	障がい者ITサポートセンター運営事業
		在宅重度心身障がい者（児）紙おむつサービス事業
		身体障害者福祉電話設置事業
		盲ろう者通訳・ガイドヘルパー派遣事業
	経過的デイサービス事業	
	発達障害者支援センター運営事業（大都市特例）	

4 事業内容等

(1) 相談支援事業

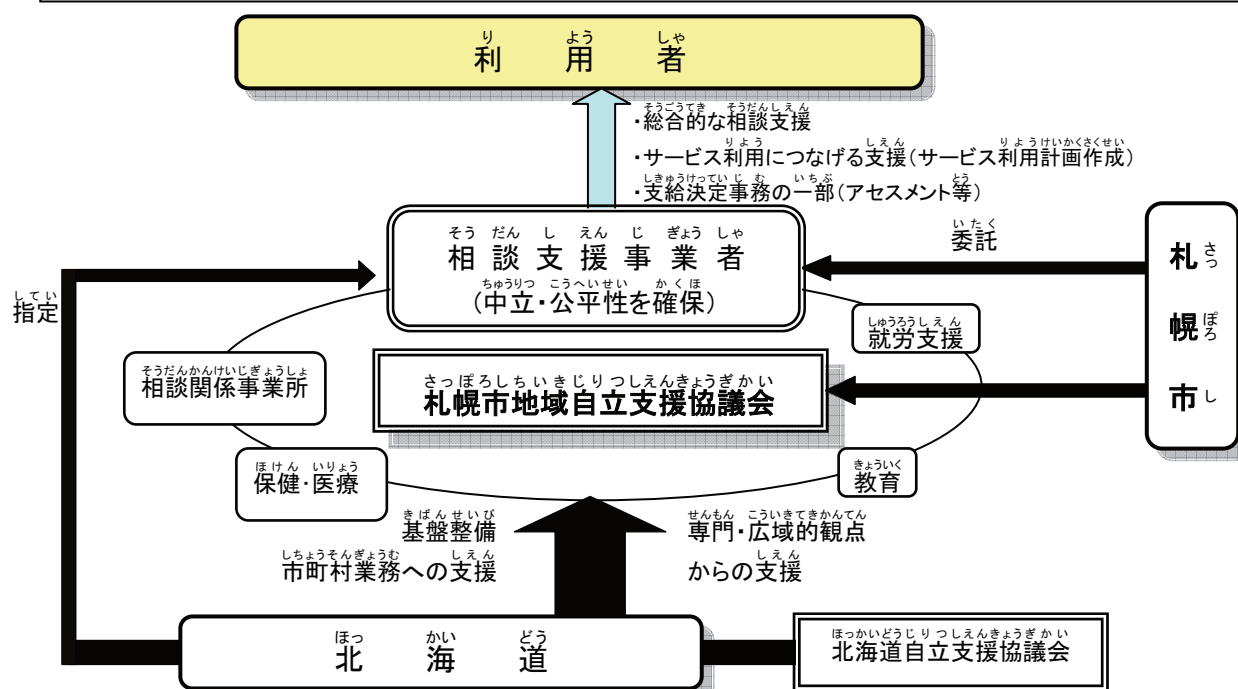
障がいのある方が地域で自立した日常生活や社会生活を送るために、本人・家族・介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助を行います。

また、地域自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。

事業名	単位	H18年度	H19年度	H20年度	H23年度
障がい者相談支援事業	箇所数	10カ所	12カ所	14カ所	17カ所
障がい児等療育支援事業	箇所数	5カ所	6カ所	7カ所	8カ所
地域自立支援協議会	箇所数	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所

《地域における相談支援体制について》

- 地域において相談支援事業を適切に実施していくため、札幌市は「地域自立支援協議会」を設置しました。
- ☆札幌市の目標：あらゆるニーズに対して適切な社会資源を提供できる体制づくり
- 目標達成のために、①ケアマネジメント手法の普及等による相談支援スキルのレベルアップ、②相談支援窓口における中立・公平性の厳密な確保、③各関係機関同士の強固なネットワークの構築等が必要と考えられるため、これらの具体化に向けて協議を進めます。



ア) 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

賃貸契約による一般住宅（公営住宅や民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障がいのある方に対して、入居に必要な調整などの支援を行います。

事業名	単位	H18年度	H19年度	H20年度	H23年度
居住サポート事業	箇所数	0カ所	4カ所	5カ所	8カ所

イ) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が必要と認められ、本人や親族等による申立てが期待できない知的障がい者、精神障がい者について、市長が申立てを行い費用を負担して成年後見制度の利用を支援します。

事業名	単位	H18年度	H19年度	H20年度	H23年度
成年後見制度利用支援事業	箇所数	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所

(2) コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能の障がいのために意思疎通を図ることに支障がある障がい者などに、手話通訳や要約筆記を行う方を派遣し、コミュニケーションを支援します。

事業名	単位	H18年度	H19年度	H20年度	H23年度
手話通訳者派遣事業	延べ派遣人数／年	2,880人	6,110人	6,481人	7,736人
手話通訳設置事業	箇所数	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
要約筆記奉仕員派遣事業	延べ派遣人数／年	540人	1,136人	1,194人	1,388人

※18年度は10月からの半年分の件数

- (3) 日常生活用具給付事業
 重度の障がいのある方に、自立支援生活用具等の給付を行います。

事業名	単位	H18年度	H19年度	H20年度	H23年度
介護・訓練支援用具	給付件数／年	85件	161件	153件	131件
自立生活支援用具		280件	567件	574件	595件
在宅療養等支援用具		170件	373件	409件	538件
情報・意思疎通支援用具		260件	554件	589件	711件
排泄管理支援用具		11,029件	23,068件	24,125件	27,594件
居宅生活動作補助用具 (在宅改修費)		90件	195件	211件	269件

※18年度は10月からの半年分の件数

- (4) 移動支援事業
 屋外での移動が困難な障がい者などに、外出のための支援を行います。

事業名	単位	H18年度	H19年度	H20年度	H23年度
個別支援型	箇所数	250カ所	307カ所	364カ所	535カ所
	利用人数／年	1,644人	1,997人	2,357人	3,474人
	の延べ利用時間／年	134,545時間	392,292時間	463,080時間	682,332時間
車両移送型	の延べ利用人数／年	4,600人	9,500人	9,800人	10,700人

※個別支援型の18年度利用時間は18年10月利用分から19年2月利用分までの5カ月分

車両移送型の18年度利用人数は18年10月からの半年分

(5) 地域活動支援センター機能強化事業

創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流などを行う地域活動支援センターに対する運営費補助を行い、障がい者の地域生活の支援を促進します。

事業名	単位	H18年度	H19年度	H20年度	H23年度
基礎的事業	箇所数	24カ所	126カ所	128カ所	133カ所
	利用人数 ／年	393人	1,852人	1,933人	2,112人
機能強化事業	箇所数	24カ所	108カ所	110カ所	115カ所

※一定の要件を満たす地域活動支援センターについては、地域生活支援事業「地域活動支援センター機能強化事業」の対象となります。

(6) その他地域生活支援事業

ア) 福祉ホーム事業

現に住居を求めている障がい者に対して、低額な料金で居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な支援を行います。

事業名	単位	H18年度	H19年度	H20年度	H23年度
福祉ホーム事業	定員	45人	45人	47人	77人

イ) 入浴サービス事業

訪問などにより入浴サービスを提供し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図ります。

事業名	単位	H18年度	H19年度	H20年度	H23年度
重度身体障害者 入浴サービス事業	の延べ利用 人数／年	1,906人	4,387人	5,070人	9,272人

※18年度は10月からの半年分の件数

ウ) 身体障害者自立支援事業

身体障がい者向け公営住宅に居住している重度の身体障がい者に介助サービスを提供します。

事業名	単位	H18年度	H19年度	H20年度	H23年度
身体障害者ケア 付き住宅事業	箇所数	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
	利用人数 ／年	8人	7人	7人	7人

エ) 重度障害者在宅就労促進特別事業（バーチャル工房支援事業）

在宅の障がい者に対して、情報機器やインターネットを活用し、在宅などで就労するための訓練などの支援を行い、在宅の障がい者の就労促進を図ります。

事業名	単位	H18年度	H19年度	H20年度	H23年度
アイディー ＩＴを活用した 障がい者在宅就労 支援事業	箇所数	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
	利用人数 ／年	30人	35人	40人	55人

オ) 更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業

身体障害者授産施設、身体障害者更生施設に入・通所している障がい者に対して、訓練に必要な経費等を平成23年度まで経過的に支給して、社会復帰の促進を図ります。

事業名	単位	H18年度	H19年度	H20年度	H23年度
更生訓練費・施設 入所者就職支度金 給付事業	支給者数 ／年	101人	101人	101人	50人

カ) 生活支援事業

A. 生活訓練等事業

障がい者などに対して日常生活上必要な訓練などを行います。

事業名	単位	H18年度	H19年度	H20年度	H23年度
ろうあ者社会生活 教室開催事業	延べ利用 人数／年	550人	1,150人	1,200人	1,350人
オストメイト 社会適応訓練事業	延べ利用 人数／年	165人	330人	330人	330人
音声機能訓練事業	延べ利用 人数／年	425人	850人	850人	850人
点字による即時情報 ネットワーク事業	延べ利用 人数／年	4,600人	9,200人	9,200人	9,200人
中途失明者 社会適応訓練事業	延べ利用 人数／年	481人	970人	970人	970人

※18年度は10月からの半年分の件数

キ) 日中一時支援事業

障がい者などの家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を図るために、障がい者等を一時的に預かり介護します。

事業名	単位	H18年度	H19年度	H20年度	H23年度
日中一時支援事業	延べ利用 人数／年	8,303人	17,831人	19,148人	23,865人

※18年度は10月からの半年分の件数

ク) 社会参加促進事業

A. スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がい者の体力増強、交流、余暇などに資するため及び障がい者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室を開催します。

事業名	単位	H18年度	H19年度	H20年度	H23年度
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	のりよう 延べ利用 にんずう 人数／年	600人	1,300人	1,300人	1,300人

※18年度は10月からの半年分の件数

B. 点字・声の広報等発行事業

文字による情報入手が困難な障がい者のために、点訳、音訳その他障がい者にわかりやすい方法により、広報さっぽろの情報など障がい者が地域生活を
する上で必要度の高い情報を定期的に提供します。

事業名	単位	H18年度	H19年度	H20年度	H23年度
点字・声の広報等 発行事業	りよう 利用人数 ／年	1,100人	1,100人	1,100人	1,100人

C. 奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者等のコミュニケーション支援に必要な手話通訳者や要約筆記奉仕員、点訳朗読奉仕員を養成します。

事業名	単位	H18年度	H19年度	H20年度	H23年度
手話奉仕員養成事業	にんずう 人数／年	400人	400人	400人	400人
要約筆記奉仕員 養成事業	にんずう 人数／年	30人	30人	30人	30人
点訳朗読奉仕員 養成事業	の 延べ人数 ／年	600人	1,200人	1,200人	1,200人

※18年度は10月からの半年分の件数

D. 自動車運転免許取得・改造補助事業

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

事業名	単位	H18年度	H19年度	H20年度	H23年度
自動車運転免許 取得・改造補助事業	利用人数 ／年	36人	75人	77人	83人

※18年度は10月からの半年分の件数

E. 障害者あんしん相談運営事業

障がい者の権利擁護に係る相談等に対応するため、常設相談窓口を設置し、専門的な相談に応じるほか、専門機関への情報提供を行います。

事業名	単位	H18年度	H19年度	H20年度	H23年度
障害者あんしん 相談運営事業	箇所数	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所

F. 障がい者ITサポートセンター運営事業

障がい者の情報通信技術の利用機会や活用能力の格差是正を図るため、障がい者ITサポートセンターを拠点として、ITを活用した障がい者の社会参加促進を図ります。

事業名	単位	H18年度	H19年度	H20年度	H23年度
障がい者ITサポート センター運営事業	箇所数	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所

G. 在宅重度心身障がい者（児）紙おむつサービス事業

感覚マヒなどにより常時おむつを使用している在宅の重度障がい者（児）に紙おむつを支給します。

事業名	単位	H18年度	H19年度	H20年度	H23年度
在宅重度心身障がい 者（児）紙おむつ サービス事業	延べ利用 人数／年	5,082人	10,367人	10,574人	11,221人

※18年度は10月からの半年分の件数

H. 身体障害者福祉電話設置事業

難聴者または外出困難な在宅重度障がい者に対し電話を貸与し、コミュニケーション及び緊急連絡の手段を確保します。

事業名	単位	H18年度	H19年度	H20年度	H23年度
身体障害者福祉 電話設置事業	利用人数 ／年	106人	106人	106人	106人

I. 盲ろう者通訳・ガイドヘルパー派遣事業

視覚と聴覚の両方に障がいのある方のコミュニケーションや外出支援のために、通訳・ガイドヘルパーを派遣します。

事業名	単位	H18年度	H19年度	H20年度	H23年度
盲ろう者通訳・ガイド ヘルパー派遣事業	利用人数 ／年	13人	13人	13人	13人

ケ) 経過的デイサービス事業

障がい者デイサービス事業を実施している事業者が地域活動支援センターなどへの移行が困難な場合に、その機能の有効な活用を図るために、平成18年度に限って引き続き事業者に補助を行います。

事業名	単位	H18年度	H19年度	H20年度	H23年度
経過的デイ サービス事業	箇所数	3カ所	—	—	—
	利用人数 ／年	15人	—	—	—

コ) 発達障害者支援センター運営事業

発達障害者支援センターを拠点として、自閉症など発達障がいのある方やその家族に対する支援を総合的に行います。

事業名	単位	H18年度	H19年度	H20年度	H23年度
発達障害者支援センター運営事業	箇所数	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所

サービス見込量一覧（訪問系、日中活動系、居住系及び相談支援）

	サービス種別	単位	H18年度	H19年度	H20年度	H23年度
訪問系	居宅介護	時間／月	47,719	53,153	58,706	75,869
	重度訪問介護	時間／月	30,743	33,939	37,207	47,300
	重度障害者等包括支援	時間／月	1,500	3,250	3,520	4,460
	行動援護	時間／月	729	968	1,213	1,970
日中活動系	療養介護	人／月	17	18	18	18
	生活介護	人日／月	6,336	13,992	17,160	57,244
	自立訓練 (機能訓練)	人日／月	286	682	880	2,310
	自立訓練 (生活訓練)	人日／月	1,078	2,530	3,300	8,646
	就労移行支援	人日／月	1,298	3,080	4,004	10,516
	就労継続支援 (A型)	人日／月	946	2,222	2,904	7,634
	就労継続支援 (B型)	人日／月	5,192	17,556	20,438	35,706
	児童デイサービス	人日／月	4,091	4,909	5,891	10,180
	短期入所	人日／月	2,242	2,408	2,588	3,231
居住系	旧体系利用	人／月	3,835	2,975	2,409	0
	共同生活援助・ 共同生活介護	人／月	908	1,099	1,133	1,680
	施設入所支援	人／月	301	706	735	2,158
相談系	旧体系利用	人／月	2,185	1,706	1,665	0
	サービス利用計画作成	人／月	429	464	503	636

みこみりょういちらん ちいきせいかつ し えん じぎょう ひつ す じぎょう
サービス見込量一覧（地域生活支援事業 必須事業）

	サービス種別	単位	H18年度	H19年度	H20年度	H23年度
必須事業	相談支援事業					
	相談支援事業					
	障がい者相談支援事業	箇所数	10	12	14	17
	障がい児等療育支援事業	箇所数	5	6	7	8
	地域自立支援協議会	箇所数	1	1	1	1
	住宅入居等支援事業	箇所数	0	4	5	8
	成年後見制度利用支援事業	箇所数	1	1	1	1
	コミュニケーション支援事業					
	手話通訳者派遣事業	延べ人数	2,880	6,110	6,481	7,736
	手話通訳設置事業	箇所数	1	1	1	1
	要約筆記奉仕員派遣事業	延べ人数	540	1,136	1,194	1,388
	日常生活用具給付事業					
	介護・訓練支援用具	給付件数	85	161	153	131
	自立生活支援用具	給付件数	280	567	574	595
	在宅療養等支援用具	給付件数	170	373	409	538
	情報・意思疎通支援用具	給付件数	260	554	589	711
	排泄管理支援用具	給付件数	11,029	23,068	24,125	27,594
	居宅生活動作補助用具	給付件数	90	195	211	269
	移動支援					
	個別支援型	箇所数 人数 延べ時間数	250 1,644 134,545	307 1,997 392,292	364 2,357 463,080	535 3,474 682,332
	車両移送型	延べ人数	4,600	9,500	9,800	10,700
地域活動支援センター	地域活動支援センター					
	基礎的事業	箇所数 利用人数	24 393	126 1,852	128 1,993	133 2,112
	機能強化事業	箇所数	24	108	110	115

※18年度は10月からの半年分

みこみりょういちらん ちいきせいかつ し えん じぎょう にん い じぎょう
サービス見込量一覧（地域生活支援事業 任意事業）

サービス種別		単位	H18年度	H19年度	H20年度	H23年度
任意事業	福祉ホーム	定員	45	45	47	77
	入浴サービス事業	延べ人数	1,906	4,387	5,070	9,272
	身体障害者自立支援事業	箇所数	1	1	1	1
		利用人数	8	7	7	7
	重度障害者在宅就労促進特別事業	箇所数	1	1	1	1
		利用人数	30	35	40	55
	更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業	支給者数	101	101	101	50
	生活支援事業					
	生活訓練等事業					
	ろうあ者社会生活教室開催事業	延べ人数	550	1,150	1,200	1,350
	オストメイト社会適応訓練事業	延べ人数	165	330	330	330
	音声機能訓練事業	延べ人数	425	850	850	850
	点字即時情報ネットワーク事業	延べ人数	4,600	9,200	9,200	9,200
	中途失明者社会適応訓練事業	延べ人数	481	970	970	970
	日中一時支援事業	延べ人数	8,308	17,831	19,148	23,865
	社会参加促進事業					
	スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	延べ人数	600	1,300	1,300	1,300
	点字・声の広報等発行事業	利用人数	1,100	1,100	1,100	1,100
	奉仕員養成研修事業					
	手話奉仕員養成事業	人数	400	400	400	400
	要約筆記奉仕員養成事業	人数	30	30	30	30
	点訳朗読奉仕員養成事業	延べ人数	600	1,200	1,200	1,200
	自動車運転免許取得・改造補助事業	利用人数	36	75	77	83
	その他社会参加促進事業					
	障害者あんしん相談運営事業	箇所数	1	1	1	1
	障がい者ITサポートセンター運営事業	箇所数	1	1	1	1
	紙おむつサービス事業	延べ人数	5,082	10,367	10,574	11,221
	身体障害者福祉電話設置事業	利用人数	106	106	106	106
	盲ろう者通訳・ガイドヘルパー派遣事業	利用人数	13	13	13	13
	経過的デイサービス事業	箇所数	3	—	—	—
		利用人数	15	—	—	—
	発達障害者支援センター運営事業	箇所数	1	1	1	1

※18年度は10月からの半年分

第9 サービス見込量等確保のための方策

〇訪問系サービス

障がい特性に応じた質の高いサービスを障がい種別に関わらず提供するため、事業者の参入を促進し、サービス基盤の整備に努めます。

〇日中活動系サービス

既存施設の新体系への円滑な移行を進めるとともに、身近な地域に必要な日中活動の場を確保するため、サービス基盤整備を促進します。

〇居住系サービス

地域での居住の場となるグループホーム、ケアホーム等について、北海道、事業者と協働し設置を推進していきます。

〇地域生活支援事業

地域での自立した生活を支えるため、相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付事業、居住サポート事業など多彩なメニューを用意するとともに、地域自立支援協議会を設置して相談支援体制のネットワークを構築します。

第10 計画の点検・評価及び見直し

各年度における障害福祉サービスの利用量や地域生活支援事業の実施状況、また地域生活や一般就労への移行の達成状況を把握して、障害者施策推進協議会に報告するとともに、障がいのある方や障がい者団体等と協力して、計画の円滑な推進に努めます。

また、計画の進捗状況の点検・評価を通じて、平成20年度末までに必要な見直しを行い、第2期計画（平成21年度～23年度）を策定していきます。

さんこうしりょう

参考資料 1

しょうがいしゃすうのすいり

障がい者数の推移

さっぽろし

しょう

しゃ

げんきょう

へいせい

ねん

つき

げんざい

1 札幌市の障がい者の現況（平成18年4月1日現在）

さっぽろし

しょう

じ

しゃすう

札幌市の障がい（児）者数

区	A そうじんこう (H18. 4. 1 げんざい 現在)	B 身体障がい(児)者		C 知的障がい(児)者		D 精神障がい者	
		身体障害者		療育手帳		精神障害者	
		て手 所持者数	ひりつ 比率 (B/A × 100)	りょういくて 所持者数	ひりつ 比率 (C/A × 1,000)	せいしんしょうがいしゃ 保健福祉 て手 所持者数	ひりつ 比率 (D/A × 1,000)
ちゅうおう 中 央	204,392	7,326	3.6	642	3.1	1,010	4.9
きた 北	272,471	10,973	4.0	1,320	4.8	1,517	5.6
ひがし 東	254,271	10,400	4.1	1,336	5.3	1,276	5.0
しろいし 白 石	202,280	8,123	4.0	1,129	5.6	1,095	5.4
あつべつ 厚 別	129,563	5,315	4.1	728	5.6	620	4.8
とよひら 豊 平	209,083	7,737	3.7	931	4.5	850	4.1
きよた 清 田	113,116	3,939	3.5	494	4.4	409	3.6
みなみ 南	151,875	6,622	4.4	862	5.7	763	5.0
にし 西	207,717	7,822	3.8	1,193	5.7	1,046	5.0
ていね 手 稲	137,821	5,402	3.9	665	4.8	580	4.2
そうすう 総 数	1,882,589	73,659	3.9	9,300	4.9	9,166	4.9

て

ちょうしょう

じ

しゃすう

へいせい

ねん

がつ

にちげんざい

そうじんこう

すいけいじんこう

こくせいちょうさ

※手帳所持者数は平成18年3月31日現在、総人口は推計人口（国勢調査ベース）

2 札幌市の障がい者数の推移（平成14年度～平成17年度）

① 身体障害者手帳所持者数

（単位：人）

		H14		H15		H16		H17	
1	きゅう 級	23,115	35.5%	24,493	35.7%	25,356	35.6%	26,243	35.6%
2	きゅう 級	13,637	20.9%	14,279	20.8%	14,592	20.5%	14,819	20.1%
3	きゅう 級	9,270	14.2%	9,783	14.3%	10,234	14.4%	10,546	14.3%
4	きゅう 級	11,367	17.4%	12,065	17.6%	12,814	18.0%	13,605	18.5%
5	きゅう 級	4,245	6.5%	4,352	6.3%	4,500	6.3%	4,598	6.2%
6	きゅう 級	3,569	5.5%	3,671	5.3%	3,773	5.3%	3,848	5.2%
ごう けい 合 計		65,203	100%	68,643	100%	71,269	100%	73,659	100%
たいぜんねん そうかすう 対前年増加数				3,440		2,626		2,390	
たいぜんねん そうかすう 対前年増加数		（H15～17平均）		2,819					

② 療育手帳所持者数

（単位：人）

	H14		H15		H16		H17	
A	3,632	47.1%	3,897	47.2%	4,052	46.3%	4,220	45.4%
B・B	4,074	52.9%	4,352	52.8%	4,698	53.7%	5,080	54.6%
合 計	7,706	100%	8,249	100%	8,750	100%	9,300	100%
たいぜんねん ぞうかすう 対前年増加数			543		501		550	
たいぜんねん ぞうかすう 対前年増加数	(H15～17平均)		531					

③ 精神障害者保健福祉手帳所持者数

（単位：人）

		H14		H15		H16		H17	
1	級 きゅう	970	16.2%	760	10.8%	666	8.3%	709	7.7%
2	級 きゅう	3,996	66.8%	4,596	65.5%	5,165	64.6%	5,777	63.0%
3	級 きゅう	1,017	17.0%	1,664	23.7%	2,170	27.1%	2,680	29.2%
合 計		5,983	100%	7,020	100%	8,001	100%	9,166	100%
対前年増加数 たいぜんねん ぞうかすう				1,037		981		1,165	
対前年増加数 たいぜんねん ぞうかすう		(H15～17平均) へいきん		1,061					

※人数は各年度末現在

参考資料2

支援費制度等の利用実績

1 ホームヘルプサービスの利用実績

		H15.4	H16.4	H17.4	H15⇒H17	
					のすう 伸び数	のすう 伸び数
身体障がい者	利用者数(人)	920	1,158	1,353	433	147.1%
	利用時間(時間)	39,255	50,357	60,578	21,323	154.3%
知的障がい者	利用者数(人)	90	280	422	332	468.9%
	利用時間(時間)	1,267	4,904	7,965	6,698	628.7%
精神障がい者	利用者数(人)	55	86	100	45	181.8%
	利用時間(時間)	798	1,249	1,394	596	174.7%
障がい児	利用者数(人)	50	245	516	466	1032.0%
	利用時間(時間)	1,092	5,669	12,559	11,467	1150.1%
合 計	利用者数(人)	1,115	1,769	2,391	1,276	214.4%
	利用時間(時間)	42,412	62,179	82,496	40,084	194.5%

※障がい児移動介護の対象年齢下限を0歳まで段階的に拡大

2 短期入所の利用実績

		H15.4	H16.4	H17.4	H15⇒H17	
					のすう 伸び数	のすう 伸び数
身体障がい者	支給決定者数(人)	188	265	311	123	165.4%
	延利用日数	261	273	334	73	128.0%
知的障がい者	支給決定者数(人)	927	1,103	1,238	311	133.5%
	延利用日数	1,402	1,623	1,939	537	138.3%
精神障がい者	利用者数(人)	1	7	6	5	600.0%
	延利用日数	7	39	35	28	500.0%
障がい児	支給決定者数(人)	994	1,371	1,551	557	156.0%
	延利用日数	1,273	1,175	1,195	-78	93.9%
合 計	利用者数(人)	2,110	2,746	3,106	996	147.2%
	延利用日数	2,943	3,110	3,503	560	119.0%

3 デイサービスの^{りようじっせき}利用実績

		H15.4	H16.4	H17.4	H15⇒H17	
					の ^{すう} 伸び数	の ^{すう} 伸び数
身体障がい者 ^{しんたいしょうしゃ}	支給決定者数(人) ^{しきゅうけつていしゃすうにん}	467	593	654	187	140.0%
	延利用日数 ^{のべりようにつすう}	2,484	2,607	2,892	408	116.4%
知的障がい者 ^{ちてきしょうしゃ}	支給決定者数(人) ^{しきゅうけつていしゃすうにん}	88	176	377	289	428.4%
	延利用日数 ^{のべりようにつすう}	313	567	1,203	890	384.3%
障がい児 ^{しょうがいじ}	支給決定者数(人) ^{しきゅうけつていしゃすうにん}	320	597	829	509	259.1%
	延利用日数 ^{のべりようにつすう}	1,760	2,122	2,151	391	122.2%
こ 合 計	支給決定者数(人) ^{しきゅうけつていしゃすうにん}	875	1,366	1,860	985	212.6%
	延利用日数 ^{のべりようにつすう}	4,557	5,296	6,246	1,689	137.1%

4 グループホームの^{りようじっせき}利用実績

		H15.10	H16.10	H17.10	H15⇒H17	
					の ^{すう} 伸び数	の ^{すう} 伸び数
知的障がい者 ^{ちてきしょうしゃ}	利用者数(人) ^{りようしゃすうにん}	349	419	510	161	146.1%
精神障がい者 ^{せいしんしょうしゃ}	利用者数(人) ^{りようしゃすうにん}	102	155	205	103	201.0%
こ 合 計	利用者数(人) ^{りようしゃすうにん}	451	574	715	264	158.5%

5 グループホームの^{かしょうすう}箇所数

		H14	H15	H16	H17	H14⇒H17	
						の ^{すう} 伸び数	の ^{すう} 伸び数
知的障がい者 ^{ちてきしょうしゃ}	箇所数 ^{かしょうすう}	60	75	92	110	50	183.3%
	利用定員(人) ^{りようていいんにん}	242	308	377	455	213	188.0%
精神障がい者 ^{せいしんしょうしゃ}	箇所数 ^{かしょうすう}	10	16	24	33	23	330.0%
	利用定員(人) ^{りようていいんにん}	77	106	160	211	134	274.0%
こ 合 計	箇所数 ^{かしょうすう}	70	91	116	143	73	204.3%
	利用定員(人) ^{りようていいんにん}	319	414	537	666	347	208.8%

6 障がい者(児)施設数

札幌市障がい(児)者福祉施設一覧

平成18年4月1日現在

精神障がい者福祉施設			
施設種別	施設種別	施設数	定員
生活訓練施設		3	79
福祉ホーム		2	34
授産施設		2	60
小規模授産施設		6	114
地域生活支援センター		4	
グループホーム		39	237
共同住居		14	87
地域共同作業所		49	869

障がい児福祉施設			
施設種別	施設種別	施設数	定員
知的障害児施設		2	105
第一種自閉症児施設		1	32
知的障害児通園施設		4	167
重症心身障害児施設		2	328
肢体不自由児施設		1	120
肢体不自由児通園施設		3	100
医療訓練施設		1	
児童デイサービス事業実施施設		31	180
短期入所事業実施施設		31	3

参考

障がい福祉施設圏域	人口	面積
中央区・西区・手稲区	549,930 人	178.27 km ²
北区・東区	526,742 人	120.61 km ²
豊平区・清田区・南区	474,074 人	763.28 km ²
白石区・厚別区	331,843 人	58.96 km ²
合計	1,882,589 人	1,121 km ²

知的障がい者福祉施設			
施設種別	施設種別	施設数	定員
更生施設(入所)		19	1019
更生施設(入所併設通所部)		10	142
更生施設(通所)		9	323
更生施設(通所分場)		7	102
授産施設(通所)		14	528
授産施設(通所分場)		9	112
通所要素		3	80
デイサービス事業実施施設		13	110
短期入所事業実施施設		33	160
グループホーム		113	467
小規模通所授産施設		1	10
生活寮		2	8
福祉工場		1	30
地域共同作業所		38	572

身体障がい者福祉施設			
施設種別	施設種別	施設数	定員
療養施設		8	316
肢体不自由者更生施設		1	30
肢体更生入所通所事業		1	30
授産施設		1	30
通所授産施設		4	130 (15)
デイサービス事業実施施設		17	215
短期入所事業実施施設		9	39
小規模通所授産施設		1	19
福祉ホーム		2	31
福祉工場		1	20
地域共同作業所		50	713

参考資料3

事業者に対する新体系移行希望調査の結果概要

新体系移行希望アンケート集計結果（札幌市内施設分）

- 1 アンケート調査の回答状況
主な施設種別ごとの回収率は次のとおり。

施設種別	回収率	対象施設数	回答数	未回答数
身体障害者更生施設	100.0%	1	1	0
身体障害者療護施設	100.0%	8	8	0
身体障害者授産施設	100.0%	5	5	0
知的障害者更生施設	100.0%	28	28	0
知的障害者授産施設	100.0%	16	16	0
精神障害者生活訓練施設	100.0%	3	3	0
精神障害者授産施設	100.0%	2	2	0
共同作業所	100.0%	138	138	0
合 計	100.0%	201	201	0

- 2 アンケート調査の主な結果
○平成23年度新体系サービスの内訳

新体系サービス	既存法定施設※1		共同作業所		合 計	
	利用者数(人)	割合(%)	利用者数(人)	割合(%)	利用者数(人)	割合(%)
生活介護	2,015	53.3%	40	1.7%	2,055	33.8%
機能訓練	30	0.8%	0	0.0%	30	0.5%
生活訓練	184	4.9%	79	3.4%	263	4.3%
就労移行支援	207	5.5%	132	5.8%	339	5.6%
就労継続支援（A型）	120	3.2%	77	3.4%	197	3.2%
就労継続支援（B型）	845	22.3%	651	28.4%	1,496	24.6%
地域活動支援センター※2	380	10.1%	1,311	57.2%	1,691	27.9%
合 計	3,781		2,290		6,071	

※1 重症心身障害児施設・短期入所（日中受入）を含まない。

※2 定員10人以上のものをいう。

○ 6 年における年次別新体系移行率（法定施設）

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
身体障害者施設※1	20.5%	36.7%	56.8%	71.0%	71.7%	100.0%
知的障害者施設※2	2.7%	18.7%	25.1%	75.3%	89.5%	100.0%
精神障害者施設※3	69.6%	93.5%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
合計	12.4%	29.2%	38.1%	76.9%	87.3%	100.0%

※1 療護・更生・授産が対象

※2 更生・授産が対象

※3 生活訓練・授産・地域生活支援センターが対象

3 数値目標との関係

○平成23年度末の入所施設支援数と入所定員の削減数

	調査結果	
	利用者数(人)	削減率(%)
当初施設入所支援	1,474	
平成23年度入所支援	1,281	
定員削減数	193	－13.1%

※ 重症心身障害児施設を含まない。

○地域生活への移行

	調査結果	
	人数	削減率(%)
地域移行者数	312人	－21.2%

※ 重症心身障害児施設を含まない。

参考資料4

障がい児者実態等調査の結果概要

障がいのある方やその家族などの実情とニーズを把握し、計画策定の参考とするため平成18年3月から4月にかけてアンケート調査を実施しました。

調査は、障がい等級や障がい種別等を考慮し無作為抽出した方に対して、郵送等により回答を依頼しました。

また、入所施設及び精神病院からの地域生活移行を調査するため、市内の入所施設及び精神病院を対象に調査を行いました。

なお、調査結果の詳細につきましては、「札幌市障がい福祉計画策定にかかる障がい児者実態等調査報告書」をご覧ください。

1 配布数及び回答数

(1) 障がい児者等調査

	はい 配	ふ 布	すう 数	はい 回	とう 答	すう 数	はい 回	とう 答	りつ 率
身体障がい者			2,700			1,507			55.8%
身体障がい児			1,300			627			48.2%
知的障がい者			2,000			1,009			50.5%
知的障がい児			1,500			769			51.3%
精神障がい者			2,000			1,008			50.4%
精神障がい者家族・支援者			1,000			245			24.5%
合 計			10,500			5,165			49.2%

(2) 施設・病院調査

	はい 配	ふ 布	すう 数	はい 回	とう 答	すう 数	はい 回	とう 答	りつ 率
施設入所者 地域生活移行の意向調査			32			32			100.0%
精神科病院入院患者 退院の可能性調査			36			34			94.4%
合 計			68			66			97.1%

2 ちょうさけっか がいよう 調査結果の概要

(1) たいしょ かのうせいちょうさ 退所の可能性調査

じょうだん けんすう げだん
(上段：件数、下段：%)

	にゅうしょしゃすう 入所者数	たいしょ き 退所が決まっ ている	きょじゅうさき し えん 居住先・支援 が整えば現在 の状況でも退 所が可能	げんじてん むずか 現時点は難しい が23年度末まで には退所の可能 性がある	ごうけい 合計
しんたいしょうがいしゃしせつ 身体障害者施設	375	2 0.5	27 7.2	26 6.9	55 14.7
ちてきしょうがいしゃしせつ 知的障害者施設	998	6 0.6	67 6.7	62 6.2	135 13.5
せいしんしょうがいしゃしせつ 精神障害者施設	72	11 15.3	22 30.6	31 43.1	64 88.9
ごう けい 合 計	1,445	19 1.3	116 8.0	119 8.2	254 17.6

(2) たいいん かのうせいちょうさ 退院の可能性調査

じょうだん けんすう げだん
(上段：件数、下段：%)

	にゅういんしゃすう 入院者数	たいいん き 退院が決まっ ている	きょじゅうさき し えん 居住先・支援 が整えば現在 の状況でも 退院が可能	じてん むずか 現時点は難しい が23年度末まで には退院の可能 性がある	ごうけい 合計
ごう けい 合 計	5,614	238 4.2	591 10.5	660 11.8	1,489 26.5

※市内36病院のうち回答のあった32病院の人数

参考資料5

市民懇話会、パブリックコメントの意見概要

札幌市障がい福祉計画（案）について、平成19年1月31日（水）午後6時～8時、WE ST19（中央区大通西19丁目）において開催されました「市民懇話会」で出されたご意見等と、平成19年2月5日～3月6日の間、行われましたパブリックコメントに寄せられたご意見等のうち、直接、障がい福祉計画にかかわるものを以下に掲載いたします。

本計画に対しては、障がいのある方々からはもとより、日頃から障がい福祉の実践にたずさわっておられる皆様も含めて、たくさんの方々から、経験と見識に裏打ちされた貴重なご意見をいただきました。

いただいたご意見やご要望については、今後、第1期計画（平成18年度～20年度）を実施していく上で、参考にさせていただき、誰もが生き生きと暮らせるまちづくりを目指したいと考えております。

障がい福祉計画に関する市民懇話会（H19年1月31日）での主なご意見

○精神障がいの当事者の間で、ピアサポートは地域生活に移行する上ですごく効果を上げている。札幌市の相談支援事業の中においても、ピアサポートということを視野に入れたものも盛り込んでほしい。

○私の場合、高機能自閉症という障がいを持っていて、知的の人や精神の人と同じような困難を抱えている。しかし、手帳がないために、ホームヘルプなど適切な支援を受けられない場合も多い。ノーマライゼーションの理念で考えるのならば、そういった障がいを持つ人たちに対して、札幌市がどういうふうを考えているのか、そういう人たちが必要なサービスを受けることができるように改善していったほしい。

○高次脳機能障がいという文言を入れてほしい。

パブリックコメント（H19年2月5日～3月6日）に寄せられた主なご意見

※寄せられたご意見は総数29件ですが、内容的に重複しているものも多く、以下に主要なご意見の要旨をまとめて記載しております。

○全般について

- 施設から地域生活への移行及び社会的入院の解消を確実に進めるために「脱施設」と「地域生活の確立」を今後の障がい者施策の方針として明確にするとともに、障がい者が施設や病院を出て地域生活を実現するために必要な相談支援及び福祉サービス提供体制並びにグループホームとケアホームと福祉ホームなどの整備と拡充を進めてほしい。
- 「介助」「移動」「情報保障」等の障がい者が抱える生活上に必要なサービスについては、障がい者のニーズ（日常生活・通勤・通所）に応じて対応できるよう、原則的な対応以外にも個別の状況を勘案して実情に応じた対応を進めるとともに、具体的な対応の検討や実施に当たっては、福祉部局だけではなく教育・雇用部局等の関係機関と連携することを希望する。
- 制度のはざまに置かれている障がい者への支援について、関係者及び関係団体とともに具体的な方策を検討し対応を進めてほしい。特に、市立札幌病院が高次脳機能障がい者への支援機関としての機能を発揮できるよう検討を進めてほしい。
- 事業の実施方法を具体的に示すとともに、その実施状況及び利用者に必要な情報をホームページ等により周知してほしい。

○計画策定に当たっては、もっと障がい当事者をはじめ、関係者の参加・参画が必要だ。

○施設・病院から地域生活を実現するための、具体的な対応について。

- 施設利用者が介護、家事、外出支援のヘルパーサービス等を利用して現実の地域生活を体験できるプログラムを盛り込むことを希望する。
- 退所及び退院前に、その障がい者が必要とする福祉サービス支給量及び日中活動の場を確保してほしい。
- 住宅の確保等の必要なサポートを行うことを希望する。
- 退院支援施設及び敷地内グループホームについては、地域移行と見なさないでほしい。

○就労移行についての具体的な対応策を示してください。

- 福祉施設から一般就労へ移行するための対応。
- 一般就労した障がい者への職場定着等、その後の支援。
- 一般就労への移行が困難な障がい者への対応（福祉的就労等）と、その後の方針。
- 障がい者の就労を困難とさせている通勤、通所及び職場介助等の対応。

○障がい者雇用（一般）の促進について。

- 障がい者雇用（一般）を促進するため、札幌市が率先して、障がいのために必要とす

- 合理的配慮を提供した採用試験・方法の実施及び労働条件の整備に努めてほしい。
- 民間企業・関係機関と協力して障がい者の雇用の場の確保に努めるとともに、行政の物品・役務の発注における随意契約の際、障がい者雇用に積極的な企業を優遇することを希望する。また入札においても、達成企業を優遇する仕組みを導入してほしい。
 - 福祉的就労において、支援者の利用者への訪問や相談支援といった対応等を必要な事業として認定するなど、施設に出てこない人、出てこれない人に対する支援を認めることを希望する。

○手話通訳養成事業について札幌市として事業を継続してほしい。

○精神障がい者が継続して働き続けられるよう支援をしてほしい。

○精神障がい者の就労のための基盤づくりが必要である。

○障がい者の就労先の拡大とは、どういう形ですのか示してほしい。

○福祉現場で働く者にとって、行政は共通のお客さん（福祉サービス利用者）を相手の、よきパートナーであるべき。札幌市を見ていると、問題を自分たちだけで抱え込んでいるように思う。そもそも問題を解決するのは「障がい当事者自身」。我々は、彼らが主体的に問題を解決することをお手伝いするにすぎない。福祉現場の者も一緒に考え行動する仲間に入れて、それぞれの立場を踏まえて率直に話し合い、「協働」してこれからの札幌の「福祉」を創っていきたい。

NPO（特定非営利活動法人）

Non Profit Organization の略。営利を目的としない民間の組織・団体。特定非営利活動促進法が平成10年12月から施行され、こうした団体も法人格を取得できるようになった。

グループホーム

地域の住宅（アパート、マンション、一戸建てなど）において、数人の知的障がい者あるいは精神障がい者が共同で生活する形態であり、同居または近隣に居住している世話人により日常的援助（食事の世話など）が行われる。

支援費制度

ノーマライゼーションの理念を実現するため、これまで行政が「行政処分」として福祉サービスを決定してきた「措置制度」を、障がい者自らがサービスを選択し、サービスの提供をする施設・事業者と対等の関係に立って、契約に基づきサービスを利用する制度。平成15年4月から実施された。しかし、障がい種別毎の縦割りのサービス提供、地方自治体間のサービス格差、増え続けるサービス利用のための財源確保といった課題も指摘され、これらを改善するために障害者自立支援法が制定・施行された。

障害者自立支援法

障がい者の地域生活と就労を進め自立を支援する観点から、これまで障がい種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービスを、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みを創設した。

障害程度区分

障害福祉サービスの必要性を明らかにするために障がい者等の心身の状態を総合的に示すものとして定められた区分。

しょうがい ふくし

障害福祉サービス

しょうがいしゃ じりつ し えんぽう じりつ し えんきゅうふ かい ご きゅうふおよ くんれんとうきゅうふ しょ
障害者自立支援法において、自立支援給付のうち介護給付及び訓練等給付の諸サービ
スそうしょう ようご ぐたい てき きょたくかい ご じゅうど ほうもんかい ご こうどう えんご りょうようかい ご
を総称する用語であり、具体的には、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、療養介護、
せいかつかい ご じ どう たん き にゅうしょ じゅうどしょうがいしゃとうほうかつ し えん きょうどう せいかつかい ご し せつ
生活介護、児童デイサービス、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、施設
にゅうしょ し えん じりつくんれん しゅうろう い こう し えん しゅうろうけいぞく し えんおよ きょうどう せいかつえんじょ さ
入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を指す。

しんたいけい

新体系サービス

しょうがいしゃ じりつ し えんぽう じゅうらいしょう しゅべつごと ぶんりつ きょたく し せつ
障害者自立支援法により、従来障がい種別毎に分立し居宅サービス、施設サービスに
く ぶん かい ご きゅうふ くんれんとうきゅうふ ちいき せいかつ し えん じきょう さいへん
区分されていたサービスが、介護給付、訓練等給付、地域生活支援事業に再編された。
このうち、かいご給付、訓練等給付で利用できるサービスは、きのうめん ほうもんけい
「訪問系サービス」、にっちゅうかつどうけい きょじゅうけい たいべつ
「日中活動系サービス」、「居住系サービス」に大別できる。

にんにち つき 人日／月

げっかん りょう にんずう ひとり つき あ へいきん りょう にっすう しょう
月間の利用人数に1人1月当たりの平均利用日数を乗じたもの。

ノーマライゼーション

しょう しゃ こうれいしゃ ふく にん すがた ひと おな
障がい者や高齢者などを含むすべての人が、そのあるがままの姿でほかの人と同じよ
うに生活し、活動することができる社会を目指すという理念。
せいかつ かつどう しゃかい め ざ りねん

しょうがいしゃじりつしえんほうしょう 障害者自立支援法（抄）

へいせいねんがつなかほりつだいごう
（平成17年11月7日、法律第123号）

だいしょうしょうがいふくしけいかく 第5章 障害福祉計画

きほんししん （基本指針）

だいじょうこうせいろどうだいじんしょうがいふくしおよそうだんしえんならしちょうそんおよとどうふけん
第87条 厚生労働大臣は、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の
ちいきせいかつしえんじぎょうていきょうたいせいせいびじりつしえんきゅうふおよちいきせいかつしえんじぎょうえんかつ
地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な
じっしかくほきほんてきししんいかきほんししんさだ
実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 しょうがいふくしおよそうだんしえんていきょうたいせいかくほかんきほんてきじこう
障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項
 - 二 じじょうだいくこうきていしちょうそんしょうがいふくしけいかくおよだいじょうだいくこうきていとどうふけん
次条第1項に規定する市町村障害福祉計画及び第89条第1項に規定する都道府県
しょうがいふくしけいかくさくせいかんじこう
障害福祉計画の作成に関する事項
 - 三 たじりつしえんきゅうふおよちいきせいかつしえんじぎょうえんかつじっしかくほひつよう
その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な
じこう
事項
- 3 こうせいろどうだいじんきほんししんさだまたへんこうちたい
厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを
こうひょう
公表しなければならない。

しちょうそんしょうがいふくしけいかく （市町村障害福祉計画）

だいじょうしちょうそんきほんししんそくしょうがいふくしそうだんしえんおよちいきせいかつしえん
第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援
じぎょうていきょうたいせいかくほかんけいかくいかしちょうそんしょうがいふくしけいかくさだ
事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定め
るものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 かくねんどしていしょうがいふくしまたしていそうだんしえんしゅるいひつようりょう
各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の
みこ
見込み
 - 二 ぜんごうしていしょうがいふくしまたしていそうだんしえんしゅるいひつようみこみりょうかくほ
前号の指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保
ほうさく
のための方策
 - 三 ちいきせいかつしえんじぎょうしゅるいじっしかんじこう
地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
 - 四 たしょうがいふくしそうだんしえんおよしちょうそんちいきせいかつしえんじぎょうていきょうたいせい
その他障害福祉サービス、相談支援及び市町村の地域生活支援事業の提供体制
かくほかんひつようじこう
の確保に関し必要な事項
- 3 しちょうそんしょうがいふくしけいかくとうがいしちょうそんくいきしょうがいしゃとうかずしょうがいじやうよう
市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数、その障害の状況
たじじょうかんあんさくせい
その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 4 しちょうそんしょうがいふくしけいかくしょうがいしゃきほんほうだいいじょうだいくこうきていしちょうそんしょうがいしゃけいかく
市町村障害福祉計画は、障害者基本法第9条第3項に規定する市町村障害者計画、

しゃかい ふくし ほうだい じょう きてい しちょうそん ちいき ふくし けいかく た ほうりつ きてい けいかく
社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画で
あって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければなら
ない。

- 5 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、
住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 6 障害者基本法第26条第4項の地方障害者施策推進協議会を設置する市町村は、市町
村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該地方障害者
施策推進協議会の意見を聴かなければならない。
- 7 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、
都道府県の意見を聴かなければならない。
- 8 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都
道府県知事に提出しなければならない。

（都道府県障害福祉計画）

だい じょう とどう ふ けん 第99条 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各
市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事
業の提供体制の確保に関する計画（以下「都道府県障害福祉計画」という。）を定め
るものとする。

- 2 都道府県障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の指定障害福祉サービ
ス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
 - 二 前号の区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な
見込量の確保のための方策
 - 三 第一号の区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定相談支援に従事する者の確保
又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項
 - 四 各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数
 - 五 指定障害者支援施設の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置に関
する事項
 - 六 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
 - 七 その他障害福祉サービス、相談支援及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制
の確保に関し必要な事項
- 3 都道府県障害福祉計画は、障害者基本法第9条第2項に規定する都道府県障害者計
画、社会福祉法第108条に規定する都道府県地域福祉支援計画その他の法律の規定に
よる計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたもので
なければならない。

- 4 都道府県障害福祉計画は、医療法(昭和23年法律第205号)第30条の3第1項に規定する医療計画と相まって、精神病院(精神病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。)に入院している精神障害者の退院の促進に資するものでなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、障害者基本法第26条第1項の地方障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならない。
- 6 都道府県は、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

(都道府県知事の助言等)

- 第90条 都道府県知事は、市町村に対し、市町村障害福祉計画の作成上の技術的事項について必要な助言をすることができる。
- 2 厚生労働大臣は、都道府県に対し、都道府県障害福祉計画の作成の手法その他都道府県障害福祉計画の作成上重要な技術的事項について必要な助言をすることができる。

(国の援助)

- 第91条 国は、市町村又は都道府県が、市町村障害福祉計画又は都道府県障害福祉計画に定められた事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

札幌市障がい福祉計画

平成18年度～平成20年度(第1期)

平成19年(2007年)3月発行

発行：札幌市

編集：札幌市保健福祉局保健福祉部障がい福祉課

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

電話 (011) 211-2936 FAX (011) 218-5181

市政等資料番号	01-G04-06-1109
広報印刷番号	18-1-107
担当部局保存期間	永年
関係部局保存期間	3年

